

# 光市記者発表資料

平成27年10月28日

件名	ひかり見守りネットについて
内容	<p>標記の件について、事業の運用を開始することとなりましたので、お知らせします。</p> <p><b>1 事業目的</b> 徘徊のおそれのある認知症高齢者等の安全確保及びその家族への支援を図るため、地域で見守る支援体制（ネットワーク）を構築する。</p> <p><b>2 事業の仕組み</b> (1) 徘徊のおそれのある高齢者の氏名、住所、写真、その他の特徴などの情報を事前に地域包括支援センターへ登録します。 (2) 登録情報は地域包括支援センター、警察署、民生委員児童委員、在宅介護支援センター、社会福祉協議会が保管し、日頃からの見守り活動に活かします。 (3) 徘徊発生時には、登録情報を活用し、関係機関に協力を呼びかけ、高齢者の早期発見に努めます。</p> <p><b>3 事業開始</b> 平成27年11月1日</p> <p><b>4 対象者</b> 徘徊のおそれのある認知症高齢者等</p> <p><b>5 その他</b> 申し込み先 光市地域包括支援センター</p>
問合せ	<p>担当課 光市福祉保健部高齢者支援課 担当者 横道 真 (電話 0833-74-3002)</p>

# 「ひかり見守りネット」のご案内

## 「ひかり見守りネット」のしくみ

- 1 認知症で家に帰れなくなるおそれのある高齢者の氏名、住所、写真等の情報を事前に地域包括支援センターに登録します。
- 2 登録情報はひかり見守りチーム（※）で保管し、日頃の見守り活動に活かします。
- 3 行方不明時には、事前登録情報を活用し、迅速に関係機関へ協力を呼びかけ、高齢者の早期発見・生命の危険回避に努めます。

※ひかり見守りチームは、光市地域包括支援センター、光警察署、民生委員児童委員、光市在宅介護支援センター、光市社会福祉協議会で構成しています。  
登録情報は「ひかり見守りネット」の目的以外には使用しません。

認知症になっても安心して暮らせるまち光



事業の詳細は裏面をご覧ください

【手続き・問合せ先】

光市高齢者支援課地域包括支援係  
《光市地域包括支援センター》



(0833)

74-3002

# 「ひかり見守りネット」手続きの流れ

認知症

徘徊が心配になってきた・・・  
《日常的な見守り》

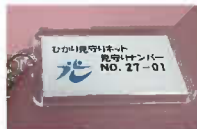
行方不明になった!!!  
《緊急対応》

## 徘徊事前登録制度

手続き先	光市地域包括支援センター (あいぱーく光)
持参物	1、ひかり見守りネット登録申請書 2、申請者の印鑑 3、登録者の顔写真(直近3ヶ月)  ※申請書は地域包括支援センターの窓口、又は、 市ホームページでもダウンロードできます。
申請者	登録者のご家族等

## 見守りグッズ

登録者には見守りグッズをお配りします。徘徊で保護されたときだけでなく、病気で倒れたときなどに「見守りキーホルダー」についた番号で身元確認ができます。日頃手にされるカバン等につけてください。




見守りキーホルダー

「見守りミサンガ」を着けた人を見掛けたら、声かけをお願いします。対応が困難な場合は地域包括支援センターへ連絡をお願いします。



見守りミサンガ

## 緊急時のネットワーク

連絡先	光警察署生活安全課
	72-0110



連絡

光市地域包括支援センター

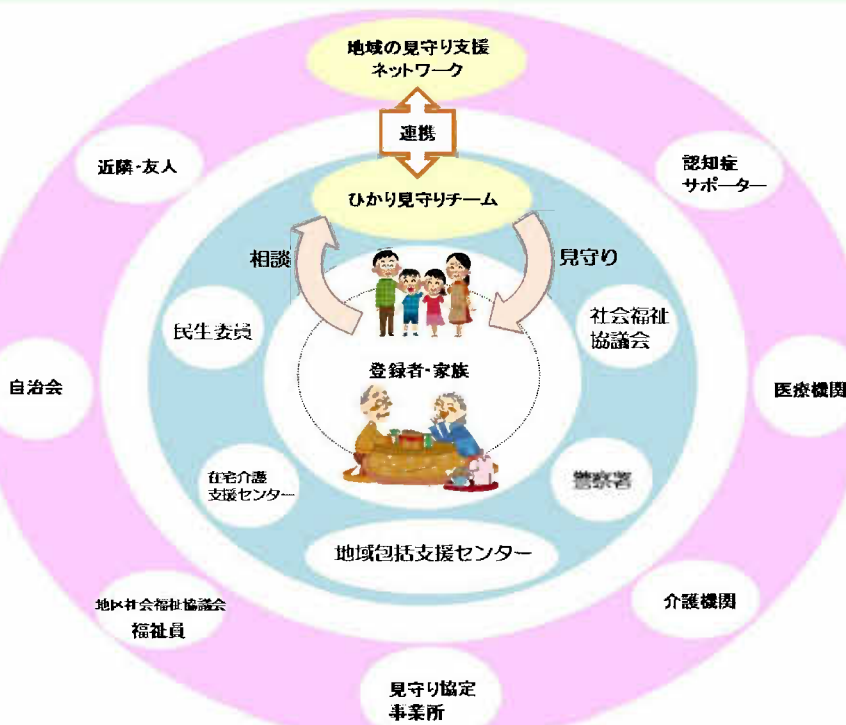


事前登録情報配信

1	光市在宅介護支援センター
2	民生委員児童委員
3	光市社会福祉協議会
4	介護サービス事業所
5	光地区消防組合

協力可能な範囲で捜索活動を行い、徘徊高齢者を発見した場合は光警察署に連絡します。

## 日常的な見守りネットワーク



### ひかり見守りチーム

日常的な見守りや声かけのほか、地域の見守り支援ネットワークと連携を図りながら支援を行います。普段の様子と違うなど気になることがあれば、地域包括支援センターからご家族やケアマネジャー等へ連絡します。

### 地域の見守り支援ネットワーク

普段から高齢者と接点のある皆様のご協力をいただき、普段の関わりの中で「いつもと違うな?変だな?」という小さな気づきを感じた場合には、地域包括支援センターやひかり見守りチームへ連絡をお願いします。